

第一次避難集合場所(自分や家族の安全を確認して、第一次避難集合場所へ避難してください。)

地区	避難集合場所	避難集落	地区	避難集合場所	避難集落
野尻・古海・熊坂地区	野尻湖体育館	野尻 1・2・3・7	古間地区	甲上町農業生活改善センター	甲上町
	野尻湖支館	野尻 4・5・6・土橋・赤川		上町公会堂	上町
	本道集会所	本道		仲町農業生活改善センター	仲町
	六月生活改善センター	六月・深雪		南仲町農業生活改善センター	南仲町
	山桑生活改善センター	山桑		旭町公会堂	旭町
	黒姫陸上競技場駐車場	山桑・保養地		多町組農業生活改善センター	多町
	高沢農園	高沢		小古間集会所	小古間
	古海体育館	古海 1～8		吹野農業生活改善センター	吹野
	菅川集会所	菅川		戸草公会堂	戸草
	熊坂生活改善センター	熊坂・柄山		東町集会所	東町
柏原地区	一番組公会堂	町 1	富士里地区	舟岳集落センター	舟岳上・下
	柏原町区コミュニティセンター	町 2・3		南町集会所	南町
	総合会館	町 4・5・10・11・17		諏訪の原農業生活改善センター	諏訪の原
	信濃町役場駐車場	町 6-1・6-2・6-3		針ノ木集会所	針ノ木
	七番組公会堂	町 7		水穴農業生活改善センター	水穴
	八番組公会堂	町 8-1、8-2		柴津西組公会堂	柴津西
	柏原体育館	町 12・13・14		柴津東農業生活改善センター	柴津東
	九番組公会堂	町 9-1、町 9-2		上荒瀬原第一集落センター	上荒瀬原
	花咲町公会堂	町 15		下荒瀬原集落センター	下荒瀬原
	16-1組公会堂	町 16-1		石橋公会堂	石橋地区
	16-2組公会堂	町 16-2		高山農業生活改善センター	高山地区
	黒姫駅西口駐車場	町 17		稲付農業生活改善センター	稲付地区
	十八組公会堂	町 18		板橋公会堂	板橋地区
	大久保集会センター	町 19		北信農業生活改善センター	北信地区
	大平生活改善センター	大平		富が原農業生活改善センター	富が原地区
	赤渋生活改善センター	赤渋		御料農業生活改善センター	御料地区
	熊倉生活改善センター	熊倉		原構造改善センター	原地区
	長水生活改善センター	長水		落合農業団地センター	落合地区
	瑞穂生活改善センター	瑞穂		宮の腰農業生活改善センター	宮の腰地区
	仁之倉構造改善センター	仁之倉 1～5		辻屋農業生活改善センター	辻屋地区
黒姫公会堂	黒姫	中島組公会堂	中島地区		
黒姫団地集会所	黒姫団地	落影農業生活改善センター	落影地区		

避難場所(最寄りの避難所へ避難してください。災害の規模・状況によっては、災害対策本部より指示いたします。)

地区	施設名	所在地	収容人数	地区	施設名	所在地	収容人数
野尻地区	古海体育館	古海 3053	200	古間地区	信濃小中学校	古間 491	350
	野尻湖支館	野尻 303	400		古間体育館	富濃 1945-2	200
	野尻湖体育館	野尻 280-1	180		総合体育館	古間 765-1	900
	野尻保育園	野尻 275	50		古間保育園	富濃 2058	100
柏原地区	柏原体育館	柏原 2437	300	富士里地区	いこいの家	平岡 223-1	100
	総合会館	柏原 2645-1	450		富士里体育館	穂波 362-2	200
	柏原保育園	柏原 2571-1	100		富士里保育園	穂波 446	50

第一次避難集合場所を各集落単位としました。各集落内の住家の所在状況等で不便が生じる場合には、今後の防災計画の修正に反映してまいりますので、ご意見をお寄せください。

問総務課 庶務係 ☎(255) 3143

自助・共助・公助の連携が「防災力」「減災力」を高める

地域防災計画を見直し

「地域防災計画」とは

地震や風水害等に対して総合的な防災と災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策などを定めた計画です。この計画は、国の災害対策基本法第42条の規定に基づき、県関係機関の代表者、町内の公共団体の代表者などにより構成された「信濃町防災会議」で検討のうえ、作成するものです。住民の生命、身体及び財産の保護を目的に、町民の皆さんや町、関係機関の果たす責務と役割について定めています。

防災力向上へ見直しを実施

今回の見直しにあたり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が基本方針に据えられています。また、近年全国で発生している自然災害や震災の教訓を踏まえ、信濃町の防災力向上に向け、災害時等の第一次避難集合場所の明確化、避難所の見直しや、原子力対策編を新たに追加しました。

新規に記載した項目

①電気施設災害

電気は、生活に欠くことのできないエネルギー源であることから、災害時に電力の早期復旧を図るため、平時から電力会社との連携を強化しておくことを定めています。

②鉄道施設災害

災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、迅速な情報提供が必要になることから、鉄道会社との連携を強化し、情報収集システムを確立することを定めています。

③観光地の災害

観光地である当町では、地理に不案内な観光客や外国人旅行者の多数の存在が予想されることから、観光施設の管理者などと連携し、災害時の情報提供体制及び避難誘導体制の整備に努めることを定めています。

④飼養動物の保護

被災した動物の保護、救護及び避難所での飼養などの保護措置について定められました。ペットが飼い主と

もに避難所に避難することが予想されるため、飼い主に対し、避難所のルールに従い、適正な飼養を行うよう指導することを定めています。

⑤原子力災害対策

東日本大震災における原子力災害等を教訓に、災害時の迅速な対応と日頃からの備えを充実させるために、長野県、原子力事業者及び住民と協力し、町で行うべき対策を定めました。

避難態勢の整備・充実

①第一次避難集合場所を設定

大規模火災や大地震などの災害が発生した時に、一時的に身を守るための避難や避難所へ集団で避難するための第一次避難集合場所を設定しました。

②避難所等の見直し

大規模火災や大地震などの災害が発生した時に、住民を収容する避難所を、町施設で耐震基準の満たされていない施設に変更するとともに、新たな避難所の追加を行いました。

一人ひとりの行動が 防災・減災につながる

町では、地域防災計画の見直しなどで、災害に強いまちづくりを進めています。しかし、災害が大きくなるほど、行政の救援・支援の「公助」が届きにくくなります。そのとき、「自助」、「共助」が重要となります。

【自助】まずは、自分や家族の命を守ること。自分が助からなければ、人を助けることができません。災害に備えて、普段から身の周りの安全対策を行いましょう。

【共助】災害が発生した時、交通の寸断や広域災害などで、消防や警察などが十分に対応できない可能性があります。そのとき頼りになるのが、「地域の協力体制」です。実際に、阪神・淡路大震災や東日本大震災で大きな力を発揮しました。災害に強い地域をつくりましょう。

自助

自分や家族の命
を自分で守る

社会全体で
「減災」に取り組む

公助

町、消防、警察
の支援活動

共助

地域で助け合う
支え合う

